

福岡県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

福岡県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療費助成事業実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月4日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、妊孕性温存療法における凍結保存日又は温存後生殖補助医療における治療期間の初日が施行日以降のものについて適用し、施行日前に終了した妊孕性温存治療費及び温存後生殖補助医療費に対する助成については、なお従前の例による。